

福島県知事

事務所の所在地

宗教法人「 」

代表役員（代務者）

電話番号

事務所備付け書類の写しの提出について

宗教法人法第25条第4項の規定により、下記の事務所備付書類（写し）を添えて提出します。

記

書類名	提出の有無
1. 役員名簿	提出する ※
2. 財産目録	提出する ※
3. 収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出する ・ 提出しない <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 次のすべてに該当するため ①公益事業以外の事業を行っていない ②年間収入が8千万円以内である ③収支計算書を作成していない </div>
4. 貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出する ・ 提出しない（作成していないため）
5. 境内建物に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出する ・ 提出しない（該当しないため）
6. 事業に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出する ・ 提出しない（事業を行っていないため）

※ 役員名簿、財産目録は全ての法人が提出して下さい。（前年度と同じ内容の場合も）
3～6は、いずれかを○で囲んで下さい。

注1：収支決算書は附則第23項による場合であっても作成している場合は提出する。

注2：貸借対照表は作成している場合は提出する。

注3：財産目録に記載されていない境内建物がある場合は、境内建物に関する書類を作成し、その写しを提出する。

注4：事業を行っている場合は、事業に関する書類を作成し、その写しを提出する。